

十

近頃市村八幡宮大御守馬場村主事は金山村主事

近

近頃市村八幡宮大御守馬場村主事は金山村主事

一、近頃市村主事馬場村主事は金山村主事

近頃市村主事馬場村主事は金山村主事

近頃市村主事馬場村主事は金山村主事

近頃市村主事馬場村主事は金山村主事

近頃市村主事馬場村主事は金山村主事

近頃市村主事馬場村主事は金山村主事

近頃市村主事馬場村主事は金山村主事

近頃市村主事馬場村主事は金山村主事

近頃市村主事馬場村主事は金山村主事

近頃市村主事馬場村主事は金山村主事

近頃市村主事馬場村主事は金山村主事

近頃市村主事馬場村主事は金山村主事

近頃市村主事馬場村主事は金山村主事

近頃市村主事馬場村主事は金山村主事

近頃市村主事馬場村主事は金山村主事

近頃市村主事馬場村主事は金山村主事

近頃市村主事馬場村主事は金山村主事

近頃市村主事馬場村主事は金山村主事

近頃市村主事馬場村主事は金山村主事

近頃市村主事馬場村主事は金山村主事

近頃市村主事馬場村主事は金山村主事

近頃市村主事馬場村主事は金山村主事

近頃市村主事馬場村主事は金山村主事

近頃市村主事馬場村主事は金山村主事

近頃市村主事馬場村主事は金山村主事

二月六日

江田

江田

江戸

江戸江田大陽作 江戸江田大陽作 江戸江田大陽作

江戸江田大陽作

江戸江田大陽作

江戸江田大陽作

江戸江田大陽作

江戸江田大陽作

江戸江田大陽作

江戸江田大陽作

江戸江田大陽作

五ノ上ノ大由ノ所ナリ
其ノ所ナリナリナリナリ
ナリナリナリナリナリ
ナリナリナリナリナリ
ナリナリナリナリナリ

中ノリ

大由

五ノ上ノ大由

五ノ上ノ大由ノ所ナリ
其ノ所ナリナリナリ
ナリナリナリナリナリ
ナリナリナリナリナリ
ナリナリナリナリナリ

中ノリ

大由

五ノ上ノ大由

大由

五ノ上ノ大由ノ所ナリ

中ノリ

大由

五ノ上ノ大由ノ所ナリ
其ノ所ナリナリナリ
ナリナリナリナリナリ
ナリナリナリナリナリ
ナリナリナリナリナリ

申八月

之
之

此卷刻於元
德宗至正四年

此詩乃一烟館客所作松南詩
乃松南之伴所作

方志
陳希

沼田郡八木村八幡社人大隅倅格馬繼目上京仕せ度御願書附

沼田郡

覚

八木村

一此度私倅格馬儀京都吉田殿ニおゐて神職繼目行事
相伝并官職為昇進之上京仕せ度奉存候間、出船日方往来共日数
八十日之間御暇被為遣被下候ハ、難有仕合ニ可奉存候、尤於彼地
宿之儀ハ吉田殿御内田口四郎右衛門所ニ止宿仕候積ニ御座候間、
此段早々御免許被為仰付候様宜ク被仰上可被下候、為其書附
取次御願奉申上候、已上

申三月

八幡社人

大隅

庄屋

甚右衛門殿

与頭中

前書之通被願出候ニ附相しらへ申候処、相違無御座候間、願之通御暇
被為遣被下候ハ、難有仕合ニ可奉存候、為其書附取次奉差上候、已上

申三月

庄屋

甚右衛門

与頭

六兵衛

同

弥九郎

同

甚兵衛

但本願共式通差上ル

沼田郡

御役所

態与申遣ス

其村社人大隅倅格馬儀神職繼目行事相伝、官職為昇進上京致度旨、

依而往来日数八十日之間逗留之儀願之通聞届差免候条、此旨相心得可申渡、尤出立

日限前廉申出候ハ、添翰下ケ遣ス者也

寺西直人

申三月廿四日

庄屋

清水友五郎御判

甚右衛門

与頭共

格馬

沼田郡八木村社人大隅倅上京出足之儀御願書附

沼田郡

覚

八木村

一此度私倅格馬儀神職繼目上京、往来八十日之間
御暇被為仰付候様御願奉申上候処、先達而御免許
被為仰付、尤出足前廉申上候ハ、御添翰御下ケ
可被為遣旨難有仕合ニ奉存候、右ニ付来ル十日出足

前廉(まえかど)前方。時間
的に二つに分けてその早い
方。現在、またはある時点
より以前の時を漠然とさす
添翰(そえかん)添札。ある
事物に書付や書簡を添える
こと。またその札。添状。

仕度奉存候間、御添翰御下ケ被為遣候様宜敷
被仰上可被下候、此段書附ヲ以奉願上候、已上

社人

申四月

大隅

庄屋

甚右衛門殿

与頭中

前書之通願出申候ニ附得斗相しらへ申候処相違無御座候間、
宜敷被為仰付被下候様奉願上候、為其書附取次奉差上候、已上

庄屋

四月六日

甚右衛門

与頭

六兵衛

同

弥九郎

同

甚兵衛

沼田郡

御役所

態申遣ス

其村社人大隅倅格馬儀来ル十日所出立、
依而之添翰下ケ遣候条、京着之上、遂案内
別封差出し差図を受候様可申渡者也

沼田郡

庄屋

申三月六日

御役所

甚右衛門

与頭共

沼田郡八木村八幡社大隅倅格馬上京帰宅御注進書附

沼田郡

覚

八木村

一私倅格馬儀此度京都於吉田殿官職継目行事等
相伝ニ上京之儀先達而御願奉申上候处、早々御暇御免
被為仰付、上京之上官職從五位下、改名肥後と蒙御免を、
其外願通り速ニ相調ひ、昨四日帰宅仕、大悦至極ニ奉存候、右ニ付
京都御屋敷江之御添翰京着早々差上申候、尚帰京之砌御届
奉申上候处、御別封御下渡し被為遣候ニ付所持罷歸り申候ニ付差上申候間
御取次可被下候、右ニ付段々御苦勞ニ相懸り申候段重々難有仕合ニ奉存候、
此段宜敷被仰上可被下候、依而書付ヲ以御注進奉申上候、已上

社人

申六月四日

大隅

甚右衛門殿

与頭中

前書之通相違無御座候、依而京都御屋敷方之御返翰御注進書付共
取次、此段御注進奉申上候、已上

申六月四日

庄屋
甚石衛門
与頭

六兵衛

同

弥九郎

同

甚兵衛

沼田郡

御役所

沼田郡八木村鮎切川漁之儀ニ附御願書附

沼田郡

覚

八木村

一当村川漁之者鮎切川漁之儀ニ附近年度々御願申上候へ共、
いまた何タル御沙汰も不被仰付、依之漁師共方切川漁

頻ニ歎出申候間、何卒御慈悲ヲ以御赦免被為仰付候様
しきり

御願申上候、素より切川漁之儀ニ附候而ハ当郡御支配之内計成共
御聞届ニ相成候様御歎申上候処、右一条ハ御判談中ニ有之候ニ附
中調子村漁師共積ノ瀬切川漁之外一切相成不申旨漁師共へ

示し置候様去々年歟^か筈間彦一樣御廻村之砌御示し被為在候

儀も御坐候へ共、何様渡世向キ之儀ニも御座候、然ル^ル処高宮郡
漁師共当村之内ニ^而切川漁仕候、依之当村漁師共殊之外憤り、
頻ニ歎出申候ニ附早々厚御判談被為遣、何レ之道ニも相叶候様
宜敷被仰上被下候様、此段書附ヲ以又々御歎申上候、已上

申八月

庄屋

甚石衛門

与頭

六兵衛

同

弥九郎

同

甚兵衛

組合割庄屋

横山直二郎殿

但シ此書付ハ調替差上候様松浦様方
御談御座候ニ付則調替差上候、控ハ
外漁師一件帖ニ有之

中島村
下深川村

切川漁 産卵期の落鮎を狙
った漁法で、下流の川幅い
っぱいに網を張り、鮎がモ
ジに入ったところを捕える
何様（なにさま）一つの判
断や主張を、どうみてもそ
うなるという気持ちを加え
て強める感情を表す語。と
にかく、いかにも、たしか
に、全く